

## 委 託 契 約 書

石狩湾新港管理組合（以下「甲」という。）と  
石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、設計図書等に掲げる甲が管理する道路及び施設の除雪業務（以下「業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、設計図書等に従い、業務を処理しなければならない。

2 前項の設計図書等に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し7日以内に相手方に交付するものとする。

5 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、その協議内容を書面に記録するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は平成28年11月11日から平成29年3月31日までとする。

（業務処理計画書）

第4条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書等に基づいて業務処理計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務処理計画書を受理した日から7日以内に、乙に対しその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書等を変更した場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務処理計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのを「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

（業務の単価等）

第5条 業務に対する委託料を算出するための単価は、次の各号に定めるものとする。

（1）乙が業務を処理するために供する機械及び当該機械に係る作業1時間当たりの単価は、別紙のとおりとする。

（2）人力による除雪作業及び交通誘導作業を実施した場合の員数1人につき、作業1時間当たりの単価は、別紙のとおりとする。

（委託料の最低保証額）

第6条 委託料の最低保証額は、別紙のとおりとする。

（委託料）

第7条 甲は、業務に対する委託料として、次の各号により算出した額の合計額に当該額の100分の8に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を乙に支払うものとする。ただし、当該額が前条に定める最低保証額に満たないときは、当該最低保証額を乙に支払うものとする。

（1）第5条第1項第1号に掲げる作業については機械毎に、その作業に応じたそれぞれの1時間当たりの単価に、それぞれの実作業時間（1時間未満の端数が生じた場合は30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。）を乗じる。

（2）第5条第1項第2号に掲げる作業については、1時間当たりの単価に、実作業時間（1時間未満の端数が生じた場合は30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。）を乗じる。

2 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、第3条に定める期間を期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に提出して、第6条に規定する最低保証額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

3 乙は、前項の規定により支払を受けた前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、動力費、支払運賃、仮設費、労働災害補償保険料及び保険料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

4 甲は、第2項の規定により請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

ない。

5 乙は、甲が前項の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めて催促しても応じないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示して、その旨を甲に通知しなければならない。

6 中止の際に生じた増加費用、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。  
(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただしあらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせなくてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称及び委任し、若しくは請け負わせた業務の内容を甲に通知しなければならない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項通知を請求することができる。

(業務担当員)

第10条 甲は、業務担当員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。業務担当員を変更したときも同様とする。

2 業務担当員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の目的を達するため、業務の処理について、乙の業務処理責任者に対して指示すること。

(2) 設計図書等の記載内容に関する乙の業務処理責任者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。

3 甲は、2名以上の業務担当員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの業務担当員の有する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更したときも同様とする。

4 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書等に定めるものを除いて、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務処理責任者)

第11条 乙は、業務の処理について業務処理責任者を定め甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 業務処理責任者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限(委託単価の変更、最低保証額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第12条に係る事項並びにこの契約の解除に係るものを除く。)のうち業務処理責任者に委任したものがあるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務処理責任者等に対する措置請求)

第12条 甲は、業務処理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は主任技術者その他乙の使用人若しくは第9条第2項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して必要な措置を採ることを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務処理状況報告)

第13条 乙は、設計図書等に定めるところにより、業務処理状況について甲に報告しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、その旨を直ちに甲に報告し、その指示を受けなくてはならない。

- (1) 業務の処理につき事故、又は第三者に損害が生じたとき。
- (2) 業務の処理につき道路若しくは道路付属物を損傷したとき。
- (3) その他業務の処理に支障を及ぼす事態が生じたとき。

3 乙は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、直ちに甲と協議しなければならない。

- (1) 設計図書等で定める以外の方法により業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

4 乙は、前2項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(設計図書等の変更)

第14条 甲は、業務の内容又は処理方法等の変更の必要があると認めるときは、当該変更の内容を乙に通知して、設計図書等の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、第5条第1項第1号に定める機械（以下「委託機械」という。）並びに同条第1項各号に定める単価（以下「委託単価」という。）並びに第6条に掲げる最低保証額を変更することができる。

2 甲は、前項の規定により設計図書等を変更したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更及び業務の一時中止)

第15条 甲は、必要と認めるときは、委託期間を短縮し若しくは延長し、又は業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により委託期間を変更又は業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは設計図書等を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託単価の変更方法等)

第16条 委託単価又は最低保証額及び委託期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲がその変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(支給品等)

第17条 甲が乙に支給する材料及び物品（以下「支給品」という。）の品名、数量、品質、規格又は引渡場所及び引渡時期は、設計図書等に定めるところによる。

2 甲は、支給品の引渡しに当たっては、乙の立会の上で行わなければならない。この場合において、乙は、その品名、規格又は品質、数量等が設計図書等と異なるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、引渡しを受けた支給品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 乙は、支給品をこの契約による業務以外の目的に使用してはならない。

6 乙は、業務の完了、設計図書等の変更等によって不用となった支給品を甲に返還しなければならない。

7 乙の故意又は過失により支給品が滅失し、若しくは毀損し、業務の処理又はその残余の返還が不可能となったときは、乙は自己の負担により代品を補填しなければならない。

(代替機械等)

第18条 乙は、委託機械が滅失、破損、事故その他の理由により、業務に供することが不能となったときは、甲の承認を得てこれに代わる機械（以下「代替機械」という。）を使用することができる。

2 前項の場合において、甲は必要があると認めるときは、設計図書等を変更し、又は代替機械の委託単価を定めることができる。ただし、乙の責めに帰すべき理由により委託機械の使用が不能となった場合の代替機械の委託単価については、その使用不能となった機械の委託単価を上限として、甲が定める。

(設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第19条 乙は、業務の内容が設計図書等又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、業務担当員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、修補に係る費用の一切は乙の負担とする。ただし、当該不適合が甲の指示若しくは甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(一般的損害)

第20条 この業務の処理につき生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第21条 この業務の処理につき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該損害のうち甲の指示、その他甲の責めに帰す理由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の指示が不適当であることを知りながら、これを甲に通知しなかった場合、又は乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合はこの限りではない。

3 前2項の場合、その他業務の処理につき第三者との間に紛争を生じた場合は、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

（臨機の措置）

第22条 乙は、災害、事故若しくは一般交通に対する危険等（以下「危険等」という。）を防止するため必要があると認められるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、乙は、あらかじめ業務担当員の意見を聴かなくてはならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、その採った措置の内容を業務担当員に直ちに通知しなければならない。

3 業務担当員は、危険等を防止するため必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用は、甲の負担とする。ただし、当該措置の原因となった危険等が、乙の不適当な業務処理の方法又は過失等、その責めに帰すべき理由により生じたものであるときはこの限りではない。

（実績報告）

第23条 乙は、第3条に定める期間が終了したとき、または部分払いを請求するときは、速やかに当該業務の処理状況を記載した実績報告書に設計図書に定める図書等を添えて、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書をその提出を受けた日から10日以内に乙の立会の上検査を行い、業務の履行実績を確認し、委託料を第7条の規定により算出しその額を確定し、乙に通知するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第24条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、委託料の支払いの請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 委託料の支払場所は、石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。

（部分払）

第25条 乙は、第3条に定める期間が終了する前に、業務の処理の実績に相応する範囲内で委託料の部分払を請求することができる。

2 乙は、前項の部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る各月の実績を確認し、請求するものとする。

3 前項の請求額については、第7条の規定により算出された月毎の実績額とする。ただし、委託料確定時以外の委託料の請求にあっては、月の履行実績に1時間未満の端数があるときは当該月の履行実績にその端数は含めないものとし、翌月の実績時間に加算するものとする。

4 実績の確認及び部分払金の確定については、第23条第2項の規定を準用する。

5 乙は、前項において準用する第23条第2項の通知を受けたときは、部分払を請求できる。この場合において、甲は当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 乙が請求することができる部分払額は、第7条第2項による前払があった場合には、その金額を超えていることとし、その請求額から前払金を差し引いた差額の範囲内とする。この場合の部分払相当額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第6項中「部分払相当額」とあるのは、「部分払相当額から既に部分払の対象となった部分払相当額を控除した額」とするものとする。

（違約金等）

第26条 甲の責めに帰すべき理由により、委託料の支払が第24条第2項若しくは前条第4項に規定する支払期限までになされなかったときは、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その委託料の額又は部分払金の額につき年2.8パーセントの割合で、甲に遅延利息の支払を請求することができる。

（履行確認の遅延）

第27条 甲がその責めに帰すべき理由により、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）の期間内に履行確認をしないときは、その期限の翌日から履行確認をした日までの日数は、第23条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとし、その超過日数に応じ、前条の規定を適用する。

（第三者による代理受領）

第28条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に第24条又は第25条の規定に基づく支払をしなければならない。

（部分払金の不払いに対する乙の業務の中止）

第29条 乙は、甲が第25条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示して、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の解除権）

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）正当な理由なくして、業務の処理を行わないとき。

（2）乙の責めに帰すべき理由により、業務の履行が困難であると明らかに認められるとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（4）第32条第1項に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

（5）次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第30条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第34条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第34条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

（2）乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第34条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

（3）乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年規則第 7 号）第 112 条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。)

(6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（乙の解除権）

第 32 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(2) 第 15 条の規定による中止期間が委託期間の 2 分の 1 に相当する日数（その日数が 30 日を超えるとときは、30 日）を超えたとき。

(3) 第 16 条の規定により設計図書等が変更されたことにより、最低保証額が 3 分の 2 以上減少したとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したことにより生じた損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 33 条 契約が解除された場合において、甲は解除された日までの業務の処理実績について、その履行を確認し、確認された履行実績に対する委託料相当額を乙に支払わなければならない。

2 前項の委託料相当額の算定は第 7 条第 1 項の規定を準用する。ただし、前項の場合において、第 7 条第 2 項の規定による前払金があったときは当該支払済みの前払金額（第 26 条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金額を差し引いた額）を第 1 項の確認された履行実績に対する委託料相当額になお残額のある場合において、次条第 1 項又は第 36 条の 2 第 1 項から 3 項の規定により、乙が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額と差引精算するものとする。この場合において、当該支払済みの前払金額になお残額のあるときは、乙は、解除が第 30 条又は第 30 条の 2 の規定によるときにあってはその残額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 2.8 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 31 条又は前条の規定によるときにあってはその残額を甲に返還しなければならない。

3 前項の額が最低保証額に解除の日までの経過日数を委託期間の日数で除した値を乗じて得た額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に満たないときは、当該金額をもって委託料相当額とする。ただし、第 30 条及び第 30 条の 2 の規定により契約が解除された場合はこの限りでない。

4 委託料相当額の履行確認及び請求、支払については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。

5 乙は、契約が解除された場合において、支給品があるときは、第 1 項の確認された履行実績において使用された部分を除き、残余の当該支給品を甲が定める期間内に甲に返還しなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により支給品を滅失し若しくは毀損し、その残余の支給品の返還が不可能となったときは、乙の負担により代品を補填しなければならない。

（賠償等）

第 34 条 第 30 条の規定により、契約が解除されたときは、乙は、第 6 条の規定による委託料相当額の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、業務の処理につき甲の管理する道路又は道路付属物及び施設に損害を与えたときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の指示、又は甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

（不正行為に伴う賠償金）

第34条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない委託料にかかる賠償金については、甲が完了を確認した業務実績部分に係る委託料相当額が確定した都度、前項の規定を適用する。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

第34条の3 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第35条 乙は、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第36条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第37条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 石狩湾新港管理組合  
管理者 高橋 はるみ 印

乙 特定除雪業務共同企業体

代表者  
住所  
氏名 印

構成員  
住所  
氏名 印

構成員  
住所  
氏名 印